

人事訴訟事件の概況

-平成17年1月~12月-

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、平成17年1月から同年12月までの1年間について、全国の家庭裁判所の人事訴訟事件の実情を取りまとめたものである。

なお、資料1、資料2、資料4から資料6まで及び資料8の数値は、いずれも司法統計に基づく速報値であり、「離婚」とは、離婚の訴え、離婚の無効及び取消しの訴えを、「離縁」とは、離縁の訴え、離縁の無効及び取消しの訴えを、「認知」とは、認知の訴え、認知の無効及び取消しの訴えを、「親子関係存否確認」とは、「認知」を除く実親子関係の存否に関する事件（嫡出否認の訴え及び民法773条の規定により父を定めることを目的とする訴えを含む。）をいう。資料3、資料7及び資料9の数値はいずれも家庭局の実情調査に基づく概数である。また、項目別割合は、原則として小数点以下第二位を四捨五入したものである。

（備考） 家庭局では、先に、人事訴訟法の施行後1年間を対象として「人事訴訟事件の概況 - 平成16年4月～平成17年3月 - 」を取りまとめたところであるが、本資料は司法年度を基準として平成17年1月から同年12月までの1年間を対象としているため、対象期間に重複がある。そこで、便宜のため、資料1及び資料2につき平成16年4月から同年12月までの9か月間を対象とする数値を【参考】として注記した。

1 新受事件について

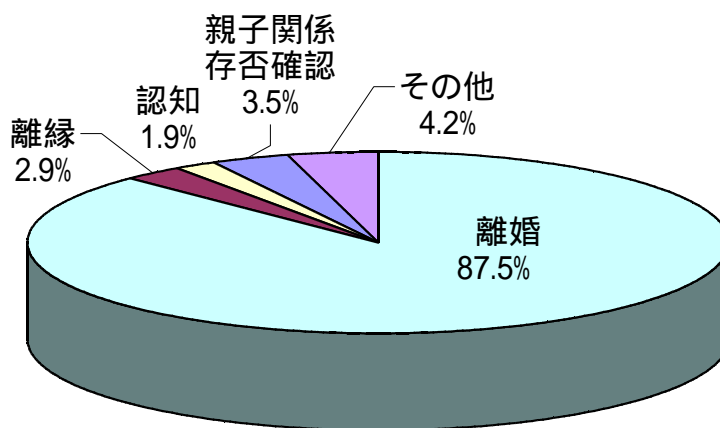
新受件数（資料1）

全国の家庭裁判所においてこの1年間に新たに受理した人事訴訟事件は合計11,423件であり、その87.5%（9,995件）が離婚事件となっている。

（資料1） 事件の種類別新受件数

	新受件数					
	合計	離婚	離縁	認知	親子関係存否確認	その他
全国家裁	11,423	9,995	333	221	398	476

内訳別割合



【参考】 人事訴訟法が施行された平成16年4月から同年12月までの新受件数は8,082件であり、その内訳は、離婚7,102件、離縁225件、認知176件、親子関係存否確認280件、その他299件である。

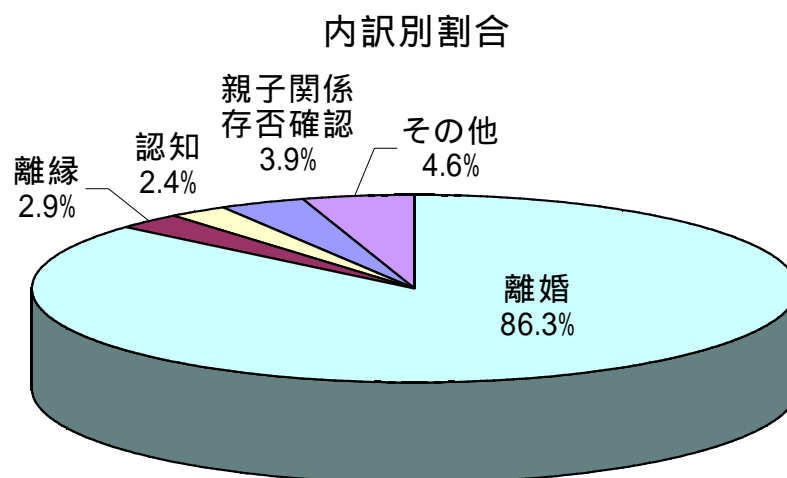
2 既済事件について

(1) 既済件数（資料2）

全国の家裁所においてこの1年間に終局した人事訴訟事件は合計8,902件であった。

(資料2) 事件の種類別既済件数

	既済件数					
	合計	離婚	離縁	認知	親子関係存否確認	その他
全国家裁	8,902	7,680	257	213	343	409



【参考】 人事訴訟法が施行された平成16年4月から同年12月までの既済件数は2,528件であり、その内訳は、離婚2,096件、離縁85件、認知65件、親子関係存否確認146件、その他136件である。

(2) 附帯処分等の申立状況（資料3）

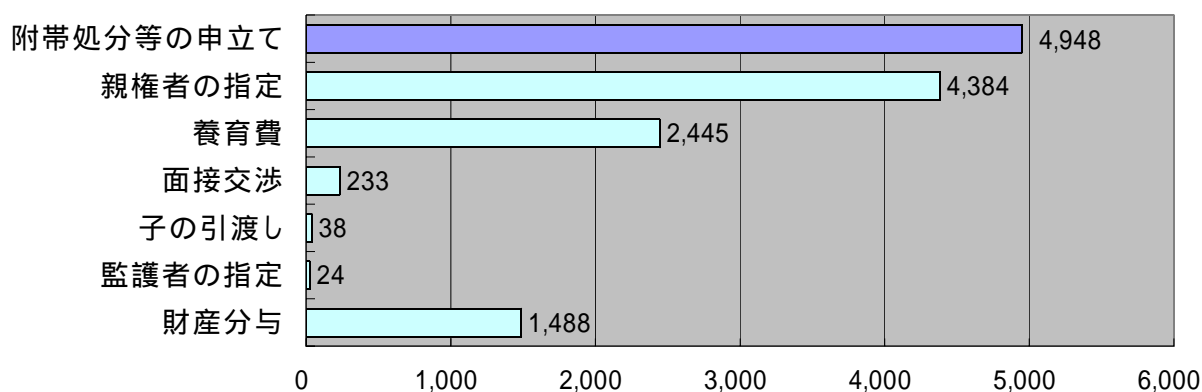
この1年間に終局した人事訴訟事件8,902件のうち附帯処分等の申立てのあったものは4,948件である。

附帯処分等の申立ての内容としては、「親権者の指定」が4,384件、「養育費」が2,445件と多い。

- ・ 附帯処分等とは、人事訴訟法32条1項の附帯処分及び親権者の指定（民法819条2項）をいう（人事訴訟法32条3項, 4項, 33条等参照）。

（資料3） 附帯処分等の申立状況

内容	件数 ¹	割合 ²
親権者の指定	4,384	88.6%
養育費	2,445	49.4%
面接交渉	233	4.7%
子の引渡し	38	0.8%
監護者の指定	24	0.5%
財産分与	1,488	30.1%



1 平成17年1月から同年12月までに既済となった事件のうち附帯処分等の申立てのあった4,948件を対象としている。1件で複数の内容の附帯処分等の申立てがされるものがあるので、合計は4,948件にならない。

2 いずれの割合も、附帯処分等の申立てのあった4,948件に対するものである。

3 既済事件の分析について

(1) 終局区分（資料４）

人事訴訟事件の終局区分別件数は、判決４，０２９件（４５．３％）、和解３，４９５件（３９．３％）、取下げ１，１１３件（１２．５％）である。判決の内訳は、認容３，７０４件（４１．６％）、棄却３０５件（３．４％）となっている。

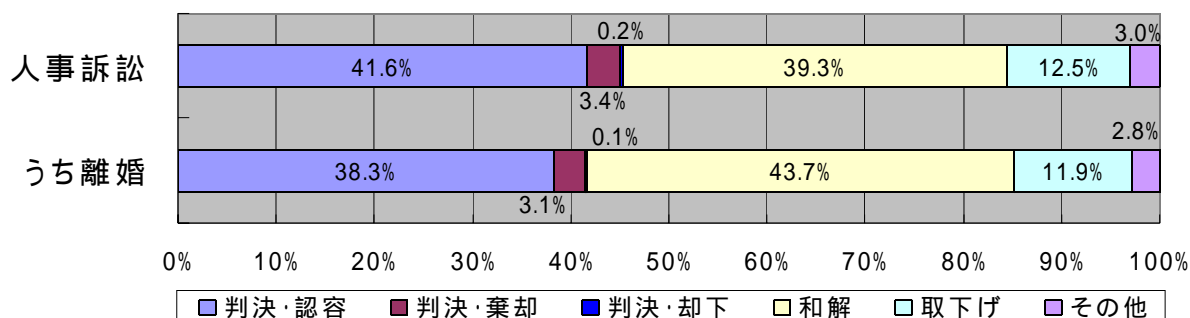
うち離婚事件については、判決３，１９２件（４１．６％）、和解３，３５４件（４３．７％）、取下げ９１６件（１１．９％）である。判決の内訳は、認容２，９４５件（３８．３％）、棄却２４１件（３．１％）となっている。

- ・ 終局区分の「認容」には、原告の請求が一部認容された場合が含まれる。
- ・ 終局区分の「取下げ」には、調停に付され、調停成立で終局したものが含まれる（家事審判法１９条２項参照）。
- ・ 離婚事件における終局区分の「その他」２１８件には、移送１００件のほか、認諾１９件、放棄８件が含まれている（人事訴訟法３７条１項参照）。

（資料４） 終局区分別件数

	総 数	判 決				和 解	取 下 げ	そ の 他
		合 計	認 容	棄 却	却 下			
人事訴訟	8,902	4,029	3,704	305	20	3,495	1,113	265
うち離婚	7,680	3,192	2,945	241	6	3,354	916	218

終局内訳別割合



(2) 平均審理期間について(資料5)

この1年間に終局した人事訴訟事件の平均審理期間は7.0月であり、このうち当事者双方が出席し、かつ判決で終局した事件をみると、9.1月となっている。

うち離婚事件については、平均審理期間は7.2月であり、このうち当事者双方が出席し、かつ判決で終局した事件をみると、9.8月となっている。

- ・ ここでの平均審理期間は、対象事件が、人事訴訟法が施行された平成16年4月以降に受理された事件に限られる(それより長期の事件が存在しない。)ため、数値としてはいまだ過渡的なものである。

(資料5) 平均審理期間(月)

	既済事件平均審理期間		【参考】 未済事件平均審理期間
		うち対席かつ判決	
人事訴訟	7.0	9.1	6.7
うち離婚	7.2	9.8	

- 1 対席とは、被告側当事者が口頭弁論期日において弁論をしたものをいう。
- 2 未済事件平均審理期間は、平成17年12月31日現在の未済事件である8,076件を対象としている。

(3) 家庭裁判所調査官の関与状況

ア 調査命令の有無別件数（資料6）

この1年間に終局した人事訴訟事件8,902件のうちで家庭裁判所調査官に対する調査命令があったものは444件（5.0%）であり、いずれも離婚事件におけるものである。

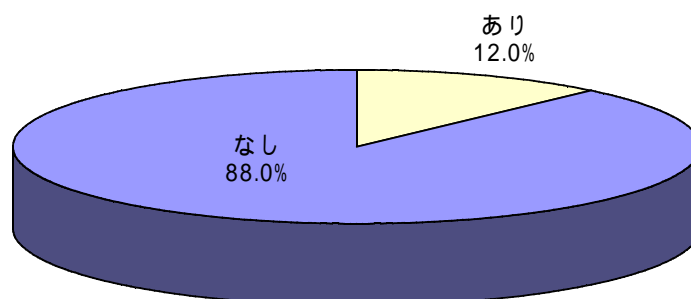
当事者双方が出席し、かつ判決で終局した離婚事件1,963件では、12.0%にあたる236件で調査命令があった。

- ・ 裁判所は、附帯処分等についての裁判をするに当たっては、事実の調査をすること、また、これを家庭裁判所調査官に命じることができる（人事訴訟法33条、34条）。ここで言う調査命令とは家庭裁判所調査官に事実の調査が命じられたものを指す。

（資料6） 調査命令の有無別件数

	合 計	あ り	な し
人事訴訟	8,902	444	8,458
うち離婚	7,680	444	7,236
うち対席かつ判決	1,963	236	1,727

離婚事件(対席かつ判決)における調査命令の有無別割合



対席とは、被告側当事者が口頭弁論期日において弁論をしたものをいう。

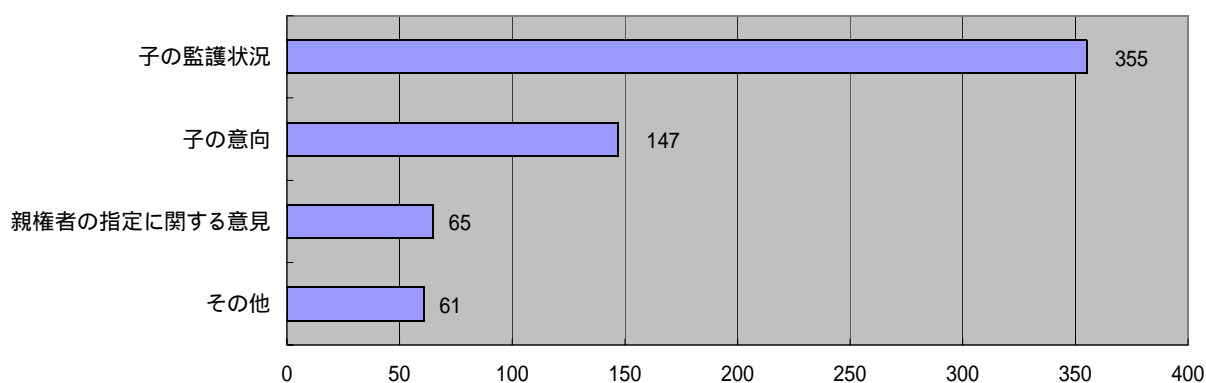
イ 調査事項（資料7）

人事訴訟事件で，この1年間に家庭裁判所調査官から調査報告書が提出された事件についてみると，調査事項は「子の監護状況」が最も多く355件（71.3%），次いで「子の意向」が147件（29.5%），「親権者の指定に関する意見」が65件（13.1%）となっている。

- ・ 家庭裁判所調査官は，事実の調査の結果を書面又は口頭で裁判所に報告する（人事訴訟法34条3項）。
- ・ 家庭裁判所調査官は，報告に意見を付することができる（同条4項）。

（資料7） 調査事項別件数

調査事項	件数 ¹	割合 ²
子の監護状況	355	71.3%
子の意向	147	29.5%
親権者の指定に関する意見	65	13.1%
その他	61	12.2%



1 平成17年1月から同年12月までに調査報告書が提出された498件を対象とし，事件が終局していないものを含む。1件で複数の内容の調査命令が出ているものもあるので，合計は498件にならない。

2 いずれの割合も，調査報告書が提出された498件に対するものである。

(4) 参与員の関与状況

ア 参与員の関与の有無別件数（資料 8）

この1年間に終局した人事訴訟事件 8,902 件のうちで参与員の関与があったものは 1,086 件（12.2%）であり、うち 1,039 件が離婚事件におけるものである。

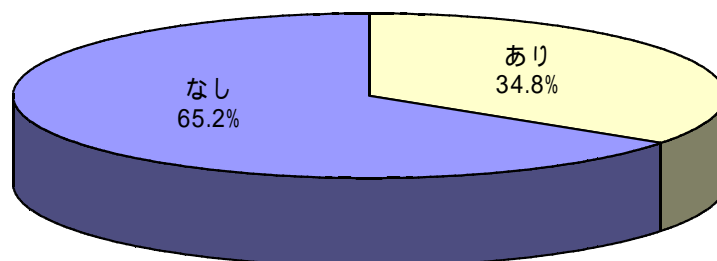
当事者双方が出席し、かつ判決で終局した離婚事件 1,963 件では、34.8%にあたる 683 件で参与員の関与があった。

- ・ 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、参与員を審理又は和解の試みに立ち会わせて、事件につきその意見を聴くことができる（人事訴訟法 9 条 1 項）。

（資料 8） 関与の有無別件数

	合 計	あ り	な し
人事訴訟	8,902	1,086	7,816
うち離婚	7,680	1,039	6,641
うち対席かつ判決	1,963	683	1,280

離婚事件(対席かつ判決)における
参与員関与の有無別割合



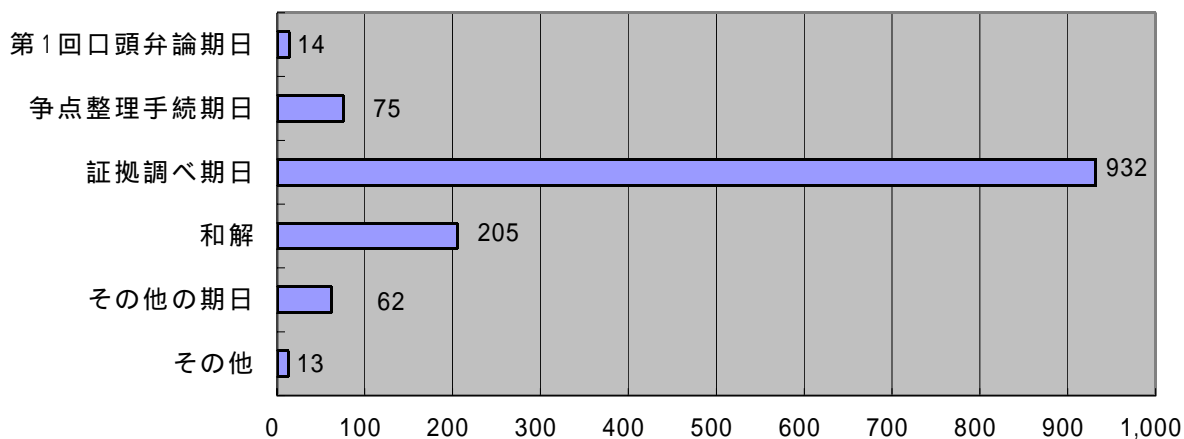
対席とは、被告側当事者が口頭弁論期日において弁論をしたものをいう。

イ 参与員の関与した期日等（資料9）

人事訴訟事件で参与員の関与があった事件（1,086件）のうち関与した期日等を把握できた979件についてみると，証拠調べ期日が最も多く932件（95.2%），次いで和解が205件（20.9%）である。

（資料9） 関与した期日等

関与した期日等	件数 ¹	割合 ²
第1回口頭弁論期日	14	1.4%
争点整理手続期日	75	7.7%
証拠調べ期日	932	95.2%
和解	205	20.9%
その他の期日	62	6.3%
その他	13	1.3%



1 人事訴訟事件の既済事件(8,902件)で参与員の関与があった1,086件のうち関与した期日等を把握できた979件を対象としている。1件で複数の種類の期日等に關与しているものがあるので，合計は979件にならない。

2 いずれの割合も，参与員の関与した期日等を把握できた979件に対するものである。